

# 令和元年9月市議会定例会 財務部 議案説明資料

## 目次

### 【予算案件】

- 1 令和元年9月補正 歳出予算（案）総括表 ..... 1頁
- 2 財政調整基金の積立てについて ..... 2頁
- 3 減債基金の積立てについて ..... 3頁
- 4 公債費について ..... 4頁
- 5 公売にかかる滞納処分費について ..... 5頁

### 【報告案件】

- 6 健全化判断比率及び資金不足比率について ..... 6頁

1 令和元年9月補正 歳出予算（案）総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B
財務部 合計	32,039,776	1,168,475	33,208,251
(款2) 総務費	2,692,025	1,162,858	3,854,883
(項1) 総務管理費	1,084,870	1,158,377	2,243,247
(項3) 徴税费	1,607,155	4,481	1,611,636
(款4) 衛生費	156,965		156,965
(項2) 環境衛生費	156,965		156,965
(款7) 商工費	120		120
(項1) 商工費	120		120
(款8) 土木費	6,988,622		6,988,622
(項5) 都市計画費	6,988,622		6,988,622
(款12) 公債費	22,102,044	5,617	22,107,661
(項1) 公債費	22,102,044	5,617	22,107,661
(款13) 予備費	100,000		100,000
(項1) 予備費	100,000		100,000

【公債管理特別会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B
公債管理特別会計 合計	27,727,384	5,617	27,733,001
(款1) 公債費	27,727,384	5,617	27,733,001
(項1) 公債費	27,727,384	5,617	27,733,001

[ 財政調整基金費 ]

## 2 財政調整基金の積立てについて

[ 財 政 課 ]

### 1 補正理由

地方財政法の規定に基づき、平成30年度の一般会計決算剰余金のうち、500,000千円を財政調整基金に積立てるもの。

### 2 補正額

財政調整基金積立金 500,000千円

### 3 財政調整基金の状況

(単位：千円)

平成30年度末 現在高 A	令和元年度			
	当初予算 積立額 B	当初予算 取崩額 C	9月補正 積立額 D	年度末現在高 見込み A+B-C+D
8,272,294	10,162	1,400,000	500,000	7,382,456

[ 減債基金費 ]

### 3 減債基金の積立てについて

[ 財政課 ]

#### 1 補正理由

地方財政法の規定に基づき、平成30年度の一般会計決算剰余金のうち、600,000千円を積立てるもの。

また、西本郷企業団地の土地売払収入の58,377千円を積み立てるもの。

#### 2 補正額

減債基金積立金 658,377千円

#### 3 減債基金の状況

(単位：千円)

平成30年度末 現在高 A	令和元年度			
	当初予算 積立額 B	当初予算 取崩額 C	9月補正 積立額 D	年度末現在高 見込み A+B-C+D
4,062,429	5,119	650,000	658,377	4,075,925

#### 4 公債費について

[ 財政課 ]

##### 1 一般会計（公債費）の補正

###### (1) 公債管理特別会計繰出金（元金・利子）

###### ア. 補正理由

本年11月に実施予定の「地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）」（今補正予算案に企業立地奨励事業費で計上）に係る令和2年3月分の元金及び利子償還額を追加補正するもの。

###### イ. 補正額 5,617千円

財源内訳 諸収入(貸付金元利収入) 5,000千円  
 一般財源 617千円

(単位：千円)

	当初予算額 (A)	9月補正額 (B)	補正後予算額 (A) + (B)
元金	20,308,253	5,000	20,313,253
利子	1,781,791	617	1,782,408
合計	22,090,044	5,617	22,095,661

##### 2 公債管理特別会計（公債費）の補正

###### (1) 元金・利子 5,617千円

一般会計繰出金の補正に伴い、元金及び利子を追加補正するもの。

(単位：千円)

	当初予算額 (A)	9月補正額 (B)	補正後予算額 (A) + (B)
元金	25,945,593	5,000	25,950,593
利子	1,781,791	617	1,782,408
合計	27,727,384	5,617	27,733,001

[ 債権管理対策事務費 ]

## 5 公売にかかる滞納処分費について

[ 債権管理対策課 ]

### 1 補正理由

滞納債権について公売を要する事案が当初見込みを上回ることにより、不動産鑑定手数料などの滞納処分費が不足するため、補正を行うもの。

### 2 補正額 4,481千円

公売にかかる滞納処分費の執行見込

(単位：千円)

	当初予算額 A	9月補正額 B	補正後予算額 C=A+B
手数料	552	4,481	5,033

[ 財源内訳 諸収入 4,481千円  
(滞納処分費) ]

## 6 健全化判断比率及び資金不足比率について

[ 財 政 課 ]

### 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、平成19年6月に、それまでの地方財政再建促進特別措置法による財政再建制度に代わるものとして制定されました。

この法律では、地方公共団体に、毎年度、「実質赤字比率」等、4つの健全化判断比率及び資金不足比率を作成し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、公表することを義務付けています。

また、この健全化判断比率が「早期健全化基準」以上である場合は「財政健全化計画」の策定を、「財政再生基準」以上である場合は「財政再生計画」の策定を義務付ける等の措置を定めるとともに、資金不足比率が「経営健全化基準」以上である場合は「経営健全化計画」の策定を義務付ける等の措置を定めています。

◎富山市の早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準 (単位：%)

区分	健全化判断比率				資金不足 比 率
	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0	
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		
経営健全化基準					20.0

※地方財政法の規定に基づき、実質公債費比率が「18.0%」以上となった場合、地方債発行の際に「協議制」から「許可制」に移行する。

2 健全化判断比率・資金不足比率算定における会計区分

会計区分		会計名		比率の対象範囲				
富山市	一般会計等	一般会計	一般会計	実質赤字比率				
		一般会計等に属する特別会計	公債管理特別会計					
			母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
			まちなか診療所事業特別会計					
			牛岳温泉健康センター事業特別会計					
			軌道整備事業特別会計					
			賃貸住宅・店舗事業特別会計					
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	駐車場事業特別会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
			後期高齢者医療事業特別会計					
			介護保険事業特別会計					
			国民健康保険事業特別会計					
			競輪事業特別会計					
	公営企業会計	公営企業に係る特別会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第46条の事業)	法適用企業	水道事業会計	資金不足比率			
			工業用水道事業会計					
			公共下水道事業会計					
			病院事業会計					
			法非適用企業	企業団地造成事業特別会計				
			白樺ハイツ事業特別会計					
			牛岳温泉スキー場事業特別会計					
			農業集落排水事業特別会計					
公設地方卸売市場事業特別会計								
一部事務組合								
土地開発公社等								



### 3 健全化判断比率

#### (1) 実質赤字比率

一般会計等の歳出に対する歳入の不足額である実質赤字額を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模で除したものであり、赤字の程度を表す指標です。

本市の平成30年度決算では、一般会計等において赤字となっている会計は無く、この指標は該当しません。

#### (2) 連結実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額に、公営事業会計の実質赤字額を加えた額を、標準財政規模で除したものであり、当該自治体全体の赤字の程度を表す指標です。

本市の平成30年度決算では、全会計において赤字となっている会計は無く、この指標は該当しません。

#### (3) 実質公債費比率

一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費（公営企業債元利償還に係る繰出金、一部事務組合等の起債の元利償還に係る補助金・負担金等）を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年間の平均値で、公債費に係る財政負担の程度を表す指標です。

本市の平成30年度決算における実質公債費比率は、「9.6%」となっており、早期健全化基準である「25.0%」を下回っています。

#### (4) 将来負担比率

一般会計等が負担することになっている地方債残高や退職手当負担見込額、PFI事業に基づく建設事業費などの支払予定額等の将来負担額を把握し、この将来負担額から負債の償還にあてることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したもので、ストックベースでの財政負担の程度を表す指標です。

本市の平成30年度決算における将来負担比率は、「118.9%」となっており、早期健全化基準である「350.0%」を下回っています。

#### 4 資金不足比率

一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率で表したものであり、公営企業における資金不足の程度を表す指標です。

本市の平成30年度決算における資金不足比率については、対象となる9会計のうち、資金不足額が発生している会計はありませんので、この指標は該当しません。

#### 5 平成29年度との比較

区分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率
30年度	—	—	9.6	118.9	— (いずれの会計も該当せず)
29年度	—	—	11.6	115.3	— (いずれの会計も該当せず)
早期健全化 基 準	11.25	16.25	25.0	350.0	20.0 (経営健全化基準)